

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局次長 野口武士
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、3月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 川田英之委員、1番 飯塚真砂美委員のご両人をお願い
	します。なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを
	議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の
調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	受付番号113号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約1kmに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が
	ないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に
	該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると
	考えま。
	受付番号114号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約800mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が
	ないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に
	該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると
	考えま。
	受付番号115号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、	
約200mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で	
問題ないと思われま。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が	
ないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に	
該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると	

	<p>考えます。</p> <p>受付番号 116 号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約300mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。</p> <p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>受付番号 117 号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約150mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。</p> <p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号 113 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。</p> <p>また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。</p> <p>なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 114 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。</p> <p>また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。</p>

	<p>なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号115号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。</p> <p>また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。</p> <p>なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号116号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。</p> <p>また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。</p> <p>なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>受付番号117号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。</p> <p>また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。</p> <p>なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>

	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	118号では、農業用施設敷を設けるものです。
	申請人は、農業と電気設備工事事業を兼業としている方です。
	自宅の敷地は、農機具等と設備工事業の資材や関係車両などが混在している状況で、両事業が非効率であるため、混在状態を解消し、農業を効率的よく経営するため、今回、農業用施設敷として申請ものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	続いて119号では、農家住宅敷を拡張するものです。
	申請人は相続で取得した自宅敷地の中に、農地があることが判明しました。
	そのため、農作業所敷の拡張として申請するものです。
	今回改めて農地法の許可を得て、農家住宅敷拡張としての申請を行うものです。
	農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、例外に該当し、許可相当になる

	ものと思われます。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8 番	受付番号 1 1 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地は大型商業施設へ通じる市道に面していて、交通量も多く 農作物の販売所として適地です。耕作している農地との位置関係 においても、出荷等の利便性がよく、規模としても、農産物無人 販売所、農機具置き場、農作業所の集約が可能です。陸田で盛土の 必要もなく造成も容易であるため、申請地を選定しました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 0 番	受付番号 1 1 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	始末書の内容も理由書に盛り込まれております。
	申請地は相続で取得した土地であり、相続登記を行う際に、現況家屋 の一部が農地の上にあることが判明しました。早めに手続きをすべき ではありましたが、なかなか機会がなく今日に至ってしまいました。
	代々利用してきたとはいえ、農地法に違反していることは深く反省し 是正させていただきたく存じます。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 4 条の規定に よる許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ 送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による

(議案第3号)	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
	ただし、受付番号124及び125号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件
	でありますので、審議、採決に際しましては「 委員」
	の退席を求めることとなります。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の
	調査結果報告をお願いします。
	事務局
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。
	120号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、アパートで生活が手狭となってきたため、自分達の
	家を持ちたいと考えていました。。申請農地は、勤務地
	ある救急病院まで30分以内の場所でとても利便性が良く、今回、
	自己用住宅敷として申請するものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に
	近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である
	「第2種農地」と判断しました。
	121号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。
	譲受人は、鴻巣市に本社を置き、平成19年から不動産を営んで
	います。
	申請農地の近くには、南羽生駅や大型ショッピングモールがあり
	、生活環境も整い、需要が見込めるため、今回、住宅の建築を計画
	したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買
	予定地の申請を行うものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	122号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、譲受人は、集合住宅で生活しておりますが、
貸与契約の期間が満了となり、新居が必要になりました。	
申請農地は、大型ショッピングモール、また南羽生駅にも	
近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷	
として申請するものです。	
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。	
123号では、自己用住宅を設けるものです。	
譲受人は、現在、市外のアパートで生活しています。	
今のアパートでは手狭となり、自分の住宅を建築したい	

と考えていました。祖父に相談したところ、所有の農地
について、住宅建築の了解を得られました。
申請農地は、祖父の家にも近く、お互いに協力し合えることを
考慮し、今回、自己用住宅敷として申請するものです。
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、
申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、
例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、
許可相当になるものと思われます。
124号では、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、太陽光発電事業を
行っている法人です。
申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の
採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、
譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請
するものです。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
125号では、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、太陽光発電事業を
行っている法人です。
申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の
採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、
譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請
するものです。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
126号では、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、太陽光発電事業を
行っている法人です。
申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の
採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、
譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請
するものです。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
127号では、駐車場及び資材置場を設けるものです。
譲受人は、市内で鉄スクラップの解体・卸売事業を
行っている法人です。
受け入れている資材が増加しているため、その置場を

	確保する必要がある、このほど譲渡人の同意を得られた
	ことで、今回、駐車場及び資材置場敷として申請する
	ものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	128号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市外のアパートで生活しており、自分達の家を
	持ちたいと考えていました。
	申請農地は、須影小学校や大きな商業施設が近くにあり、
	住環境が整った場所でとても利便性が良く、今回、
	自己用住宅敷として申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの
	確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1 番	受付番号120号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に
	間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在借家に住んでおり、今般婚姻し手狭になってきたため自己用住宅
	の建築を検討しました。自然豊かで育児に適した環境であることも
	選定理由の1であり、静かな郊外での暮らしは、子供の成長にも
	よいと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
6 番	受付番号121号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に
	間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	区画整理事業が終了し戸建て住宅の需要が見込めるため、以前より当該地
	近辺で土地を探していたところ、お譲りくださるとの話をいただきました。
	当該地は駅、公園が近くにあり、購買施設も充実しており、生活するのに
	理想的な環境であると思われれます。
	次に誓約書を朗読いたします。
	農地転用事業者と土地購入者とが売買契約締結し、農地転用事業者
	が指定する建設業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を

	<p>締結します。</p> <p>建設業者と土地購入者が一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合は、売買契約が解除されることを契約書において規定します。</p> <p>農地転用許可に係る土地の全てを販売することができないと判断したときは、残余の土地に自ら住宅を建築します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号122号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在居住しているアパートの貸与契約期間が満了しており、次の新居を確保するまでの間、退去を猶予する契約となっております。</p> <p>駅、ショッピングモール、学校等も近く環境良好な好適地で、近隣に工場等もなく精悍な住宅地であるために申請地を選定しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号123号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在妻と子ども2人と借家生活をしておりますが、子どもたちも成長し手狭になっているため、住まいの建築を検討しました。実家も近く。子育てや両親や祖父母の世話にも都合がよく、近所に避難所もあるため災害時の避難にも有効と考え、申請地を選定しました。</p> <p>以上であります。</p> <p>続きまして、受付番号127号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>昨年、業務拡張のため作業効率や経費を考え本社を移転しましたが賃貸倉庫を返却したことにより、荷物や資材が敷地からあふれた状態で作業をしている次第です。隣地を資材置場、駐車場として利用することを土地所有者より得られたため転用の申請を行いました。</p>

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
5 番	<p>続きまして、受付番号124号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は目安の1,000㎡より広さがあり、パネルを配置図のように並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <p>太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>受付番号125号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は目安の1000㎡よりはやや狭いですが、パネルを配置図のように並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <p>太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>受付番号126号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>現在妻と子どもの3人と生活をしておりますが、子どもたちも成長し手狭になっているため、専用住宅の建築を検討しました。申請地は近隣に住宅も多く、将来何かと便利な場所のため申請地を選定しました。以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号128号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在妻が借りている共同住宅に2人で生活をしておりますが、手狭になってきたことで、専用住宅の建築を検討しました。申請地は妻の親戚住んでいて、よく羽生に来ていたこと、近隣に住宅も多く、小学校も近く、将来何かと便利な場所のため申請地を選定しました。以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
	<p>まずは受付番号124及び125号を除く案件について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
委員	<p>駐車場や資材置き場には制限があるのか</p>
事務局	<p>2種農地のため、必要性に応じて面積を決めるので制限がないわけではないが、資材が多ければ必要性も大きくなる。</p> <p>参考として、1種農地だと既存面積の2分の1というものがある。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号124及び125号を除く案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号124及び125号を除く案件の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号124及び125号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号9番 委員の退席をお願いします。</p> <p>それでは受付番号124及び125号について、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号124及び125号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p>

	<p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による 受付番号124及び125号の許可申請については、許可相当の意見 を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 それでは、委員の入室をお願いします。 (委員 入室)</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p>
	<p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書 についてでございますが、表示の農地は、遊休農地でした。 権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。 国の遊休農地解消緊急対策事業を活用するために、埼玉県農林 公社が事業主体となり、耕作者へ貸し付ける前に、地権者と権利設定 をおこない、公社が借受け、遊休農地を解消するものです。 解消された当該農地は、4月から、公社から耕作者へ貸付けされます。</p>
	<p>報告事項2 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、 農地改良の面積が1,000㎡未満で、工事期間も1ヶ月以内の農地改良に ついては、市への届出となっております。 所在地は、村君にある日清ヨークの工場の東にセントグレースガーデン という墓地があり、その墓地から高速側道沿いを約400m南へ進んだ ところに位置する農地です。 申請事由についてですが、畑として利用するため、今回農地改良 を行いました。 農地改良後については、野菜を作付けすることです。</p>
	<p>報告事項3 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認 についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、 転用を行う場合に届出をするものです。 住宅敷1件ございました。</p>
	<p>報告事項4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の 確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の 権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。 住宅敷15件ございました。</p>
	<p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に 係る合意の解約となります。9件ございました。</p>
	<p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが これは県許可のありました2月分でございます。 4条が1件、5条が4件ございました。</p>
	<p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p>
	<p>① 4月の農業委員会定例会について</p>

	② 農地相談会について
農政課	地域計画の説明を致します
	羽生市は現在地域計画の策定に取り組んでいる。
	人農地プランが法定化されて、地域計画になった。
	市内にある農地についての計画書。誰が耕作するのか、そこで何を
	作付けするのか、規模拡大したい人が何人いるのかを地域で話し合っ
	作り上げる計画書。
	いくつかの地域では話し合いやアンケート調査が行われている。
	市内第1号として尾崎地区の基盤整備事業を実施した地区で策定した。
	地区の状況、現状課題、農業将来のあり方を定める。
	現在誰がやっているのか、10年後誰がやるのかを示している地図で
	人ごとに色で分けている。
	地域内で今後続けていく人、やめていく人、規模縮小、拡大していく
	人は誰なのか、その地域の今とこれからの把握できる
	把握することで、次の世代に確実に農地を引き継ぎ、耕作放棄地を
	なくす、発生させないことにつながる。。来年度は本格化し、多くの
	地域で策定することになる。
	以上であります。
議 長	以上で、農政課からの説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
委 員	圃場整備したところの地域計画ですか。
農政課	羽生内すべてで地域計画を作っていく。まずは基盤整備したところが
	中心。
	(発言なし)
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和6年 4月 22日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	